

災害時における食品衛生監視班

活動マニュアル (抜粋)

東京都町田保健所生活衛生課
食品獣医衛生係

I 活動体制の確保

1 組織

災害衛生活動要綱（昭和48年1月、東京都災害対策本部衛生局）に基づき、町田保健所長の命令により食品衛生監視班を組織する（別紙1組織図のとおり）。

2 班員

- (1) 町田保健所の食品衛生監視員を班員とし、2名で一班を編成し町田市内で活動する。
- (2) 町田保健所の食品衛生監視が出勤不可能の場合は、1時間で出勤が可能地域に在住の食品衛生監視を緊急時特別兼任職員（平常時にも）として任命する。

II 情報収集・提供

1 情報収集

- (1) 災害概況速報（おおむね24時間まで）または災害中間・確定報告を情報連絡責任者（庶務係長等）から随時提供を受ける。
- (2) 情報連絡責任者が不在あるいは情報がない場合は東京都災害対策本部、町田市災害対策本部（総務部防災課）との連絡を積極的に行う。

町田市の活動体制（食品関係）

防災関係機関との連絡調製	総務部職員課
避難場所及び避難所の運営	市民部福祉事務所
食料品の確保及び輸送	総務部管財課
食料品の分配	市民部総合窓口課
避難場所の設営及び炊き出し応援	教育委員会庶務課

- (3) ミーティングによる情報共有化等を十分図る。

(4) 報 告

各監視班は活動日報を作成し、生活衛生課長等に報告するとともに、係としてまとめ日誌を作成し記録を保管する。

- (5) ラジオ等による情報の収集

2 情報提供

市民に対して衛生情報を提供するために、発信者を明記したチラシ、掲示用ポスター、保健所ニュース等を配布する。

II 活動内容

災害時（震災）におけるシュミレーション（食品衛生夏季編）

I 災害時（震災）におけるシュミレーション（食品衛生夏季編）

- 1 震災規模想定
- (1) 発生規模 兵庫県南部地震クラス（M.7.2、震度：7 激震）、都下直下型地震
- (2) 発生時期 8月 未明（午前5時頃）
- (3) 物的被害状況 停電、断水、ガス断、電話不通、鉄道不通（JR 横浜線、小田急線不通）
幹線道路（町田街道、鎌倉街道）大渋滞
- (4) 人的被害状況 市内の人口約 %（約 名）
- (5) 復旧状況 電話：1日、電気：4日、水道：6日、鉄道：2か月、ガス：2か月
- 2 気象状況 日中：真夏日（30℃以上）、夜間：熱帯夜（25℃以上）
- 3 食品衛生管理 冷蔵庫使用不能、クーラー使用不能、水道使用不能、水洗便所使用不能、加熱機器使用不十分
- 4 活動及び対応等

職員個人の行動及び対応	食品・獣医衛生系の活動及び対応	保健所の活動及び対応	必要な備品等
<p>家族の安否確認 被害なし（ 名）-----> 本人負傷等 被害あり（ 名） ----->自宅待機、 最寄りの保 健所での活 動</p> <p>保健所との連絡 情報の収集</p>	<p>出勤者：調布在住者 1名（所要時間3時間） 八王子在住者 3名（所要時間3時間） 日野在住者 1名（所要時間5時間） 横浜在住者 1名（所要時間5時間） 狛江在住者 1名（所要時間5時間） 東大和在住者 1名（所要時間10時間）</p> <p>市内東京都所属食監等在住者9名</p> <p>(1) 食品衛生・獣医衛生業務 ①避難所、家庭等における水、食品等飲食に関わ る事故の未然防止 ②狂犬病予防及び動物愛護業務</p> <p>(2) その他の業務 ①人命救助活動 ②情報収集・記録活動 ③避難所設営応援活動 ④伝染病予防業務 ⑤トイレ、風呂、廃棄物衛生確保 ⑥道案内 ⑦物資運搬整理 ⑧ペットの収容等 ⑨避難所の衛生状況調査</p>	<p>第6次動員自動発令 情報収集（東京・市本部との連絡） ①被害状況（庁舎、周辺等） ②現員における活動体制の確立 ③応援要請 ④パブリシティ活動 ⑤ボランティア情報 ⑥生活情報</p> <p>保健所の主な活動、業務 ①人命救助活動 ②医療救護活動 ③保健医療情報の収集、提供 ④保健衛生の確保</p>	<p>①自家発電装置 ②懐中電灯 ③携帯電話 ④ポケベル ⑤バイク、自転車 ⑥携帯拡声器 ⑦食料・水 ⑧薬剤噴霧器 ⑨防疫用薬剤 ⑩簡易犬舎、猫舎等 ⑪蚊取り線香等 ⑫保冷設備 ⑬印刷機 ⑭コピー機 ⑮塩素測定器 ⑯蓄冷剤 ⑰ラジオ ⑱ブルーシート ⑲各種燃料 ⑳各種文房具類など</p>

1日目

- (1) 電話不通、携帯電話及び公衆電話（コイン）のみ通話できる。
- (2) ラジオ等のマスコミによる情報収集のみ可能である。
- (3) 交通機関は、各所で寸断されている。自転車、バイクが、有効な交通手段である。
- (4) 食品関係職員全てが、市外在住者であり、出勤者は極めて少ないものと思われる。
- (5) 猛暑の中、伝染病及び食中毒の多数発生が考えられる。
- (6) 食品の安全性確保のための冷蔵保管設備が使用不能となり、食品の腐敗、変敗が大きな問題となる。

電話	×
電気	×
水道	×
ガス	×
鉄道	×

時刻	震災発生後	職員個人の行動	食品・獣医衛生係	保健所の動き・市との連携	衛生局の対応
5時 6時 8時 10時	直後 1時間 3時間 5時間	<p>家族の安否確認 被害なし（名）-----> 本人負傷等 被害あり（名）</p> <p>----->自宅待機</p> <p>保健所との連絡 保健所への登庁 情報の収集</p>	<p>出勤者：1名 食品衛生監視班の編成不可能 市内東京都所属食監等在住者9名 主な活動、業務</p> <p>①人命救助活動 ②情報収集・記録活動 ③避難所設営応援活動 ④防疫業務 ⑤食品衛生普及啓発活動 ⑥そ族・昆虫駆除 ⑦飲料水、トイレ、風呂、廃棄物置き場の衛生確保 ⑧道案内 ⑨物資運搬 ⑩ペットの収容等</p>	<p>第6次動員自動発令 (24時間勤務体制)</p> <p>①情報収集・提供（都・市本部との連絡、対策会議） ②被害状況（庁舎、周辺等） ③人命救助活動 ④現員における活動体制確立 ⑤応援要請 ⑥パブリシティ活動 ⑦医療救護活動 ⑧保健衛生活動</p>	<p>マスコミ等からの情報収集、連絡網の確認、</p> <p>・局災対本部発足</p> <p>①被害情報の把握 ②関係機関（区市町村、消防庁等との連絡体制の確保） ③医療救護活動</p> <p>・医療救護班派遣要請 ・医療スタッフ等の派遣調整 ・医療救護活動開始 ・受入れ医療機関等の確認連絡 ・負傷者等の搬送調整</p>
12時					
22時					

2日目

- (1) 関係機関との電話連絡が可能となる。
- (2) 主食、仮設トイレ、防疫資材、各種車両、寝具類等が全国各地から到着する。
- (3) 外部医療団が、全国各地から到着する。
- (4) 電気、自家発電のみ使用可能となる。
- (5) 参集職員は、2名ぐらいであり、組織的活動が困難である。
- (6) 斤有車の使用可能となる（普通1台、軽ガソリン車3台）。

電話	○
電気	△
水道	×
ガス	×
鉄道	×

3日目

- (1) 関係機関との電話等の連絡が充分可能となる。
- (2) 主食、仮設トイレ、防疫資材、各種車両、寝具類等が全国各地から到着する。
- (3) 外部医療団が、全国各地から到着する。
- (4) 一部、電気回復する。複写機の使用によりチラシ等の配布が可能となる。
- (5) 参集職員は、4名となり、組織的活動がやや可能となる。

電話	○
電気	△
水道	×
ガス	×
鉄道	×

4日目

- (1) 電気の全面的な使用が可能となる。
- (2) 関係機関との電話等の連絡が充分可能となる。
- (3) 主食、仮設トイレ、防疫資材、各種車両、寝具類等が全国各地から大量に到着する。
- (4) 外部医療団が、全国各地から到着する。
- (5) 参集職員が、6名となり組織的活動が可能となる。

電話	○
電気	○
水道	×
ガス	×
鉄道	×

5日目

- (1) 電気の全面的な使用が可能となる。
- (2) 関係機関との電話等の連絡が充分可能となる。
- (3) 主食、仮設トイレ、防疫資材、各種車両、寝具類等が全国各地から大量に到着する。

電話	○
電気	○
水道	×
ガス	×
鉄道	×

- (4) 外部医療団が、全国各地から到着する。
- (5) 参集職員が、7、8名となり本格的に組織的活動が可能となる。

6日目

- (1) 水道の全面的な使用が可能となる。
- (2) 関係機関との電話等の連絡が充分可能となる。
- (3) 主食、仮設トイレ、防疫資材、各種車両、寝具類等が全国各地から大量に到着する。
- (4) 外部医療団が、全国各地から到着する。

電話	○
電気	○
水道	○
ガス	×
鉄道	×

7日目

- (1) 水道の全面的な使用が可能となる。
- (2) 関係機関との電話等の連絡が充分可能となる。
- (3) 主食、仮設トイレ、防疫資材、各種車両、寝具類等が全国各地から大量に到着する。
- (4) 外部医療団が、全国各地から到着する。
- (5) 参集職員が多くなり、組織的活動が可能となる。

電話	○
電気	○
水道	○
ガス	×
鉄道	×

震災時活動・対応シュミレーション（時系列）

	震災直後	2日目～7日目	8日目～30日目	31日目～60日目	61日目～90日目
状態	混乱期	亜混乱期 (電話、電気、水道復旧)	秩序回復期	復興期	安定期 (鉄道)----- (ガス)→
職員個人	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等の安否確認 ・所属等への出勤 ・24時間勤務体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属等への出勤又は宿泊 (%) ・24時間勤務体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属等への出勤又は宿泊 (%) ・12時間勤務体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属への出勤(日勤、夜勤交代勤務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次動員体制解除 ・8時間勤務(日勤)
食品・獣医衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助活動 ・情報収集提供 ・避難所確保活動 ・食品衛生確保 ・普及啓発活動 ・動物愛護業務 ・狂犬病予防業務 ・防疫業務応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、家庭等における水、食品等飲食に関わる事故の未然防止活動 ・避難所の衛生状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設の被害状況調査及び監視指導 ・罹災者用食料の検査等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設の監視指導 	
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助活動 ・被害状況調査 ・活動体制の確立 ・応援要請活動 ・医療救護活動 ・情報収集・提供 ・保健衛生の確保 ・パブリシティ 				

2 避難場所の救護食品等の監視指導

(1) 町田市に対して

ア 救護食品の衛生管理

①日付管理

②保管場所

③責任者

イ 炊き出しの衛生管理

①頻度

②調理場所

③調理する人

④提供品目

⑤容器包装

ウ 飲料水の衛生管理

エ ごみ処理、糞尿の処理

(2) 参集した市民に対して

ア 救護食品の保存方法

①消費期限内の喫食の勧め

②炊き出しはすぐ食べる

イ 飲料水

①清涼飲料水は保管可能

②給水車等の水は当日利用

ウ 個人衛生

①手洗いの励行

3 救護食品の蓄積場所の監視指導

(1) 納品検査

ア 表示・・・容器包装詰め不良品の即時返品

①品名

②製造者住所氏名

③日付

イ 輸送方法・・・不適包装の食品は即時返品

①要冷蔵品

(2) 保管設備

(3) 輸送方法

4 町田市と協定のある食品関係営業施設の監視指導

(1) 飲食店営業（仕出し）

ア 被害状況

イ 製造状態

ウ 配送方法

- (2) 菓子製造業（生パン）
 - ア 被害状況
 - イ 製造状態
 - ウ 配送方法
- (3) 食料品等販売業（大規模小売店）
 - ア 被害状況
 - イ 製造状態
 - ウ 配送方法
- (4) 町田市米穀小売商組合
 - ア 被害状況
 - イ 製造状態
 - ウ 配送方法
 - エ 炊き出し方法

5 被災した食品関係営業施設の監視指導

(1) 冠水した営業施設の監視指導

ア 調理営業

- ①浸水場所の乾燥と清掃
- ②被損設備の補修
- ③食器、容器その他器具の消毒（加熱もしくは薬剤による）
- ④設備の消毒
- ⑤冠水した食品は原則廃棄、使用可能なものは薬液に浸漬後使用

イ 製造業

- ①浸水場所の乾燥と清掃
- ②被損設備の補修
- ③食器、容器その他器具の消毒（加熱もしくは薬剤による）
- ④設備の消毒
- ⑤冠水した食品は原則廃棄、使用可能なものは薬液に浸漬後使用
- ⑥原材料についても、冠水したものは原則廃棄、使用可能なものは薬液に浸漬後使用

(2) 被災した営業施設の監視指導

ア 消失した営業施設についての許可

有効期間内といえども失効

イ 半壊した営業施設の監視指導

建築関係機関の判定により使用不可能なものは営業不可能

ウ 使用可能施設の監視指導

- ①施設の清掃及び消毒
- ②被損設備の補修
- ③食器、容器その他器具の洗浄及び消毒（加熱もしくは薬剤による）
- ④設備の洗浄及び消毒
- ⑤被災した食品は原則廃棄、使用可能なものは薬液に浸漬後使用

- ⑥原材料についても、被災したものは原則廃棄、使用可能なものは薬液に浸漬後使用
- (3) 水道被害のある営業施設の監視指導

ア 貯水槽

- ①使用前に消毒、洗浄
- ②飲用と雑用の2槽
- ③ふた、ひしゃく
- ④貯水槽の位置

イ 水の取り扱い

- ①当日使用の原則
- ②翌日は雑用水

6 災害応援職員及びボランティア等の食事の監視指導

(1) 自己完結型設備保有（自衛隊等）

衛生担当官と協議

(2) 上記以外

ア 救護食品の保存方法

- ①消費期限内の喫食の勧め
- ②炊き出しはすぐ食べる

イ 飲料水

- ①清涼飲料水は保管可能
- ②給水車等の水は当日利用

ウ 個人衛生

- ①手洗いの励行

7 居住可能住宅にいる市民への指導

(1) 救護食品の保存方法

- ア 消費期限内の喫食の勧め
- イ 炊き出しはすぐ食べる

(2) 飲料水

- ア 清涼飲料水は保管可能
- イ 給水車等の水は当日利用

(3) 個人衛生

- ア 手洗いの励行

8 行商及び移動販売車等の監視指導

(1) 対象業種

行商、移動販売車、食品営業自動車及び移動営業（引車）等

(2) 確認事項

- 行 商・・・行商鑑札及び記章
- その他・・・営業許可書（証）

(3) 監視指導事項

販売食品の取扱方法及び表示

9 町田市と協定のある市町村への対応

(1) 食品の種類及び数量の確認

(2) 輸送方法

10 共通事項

(1) 食品の喫食の可能性

消費期限の確認と徹底

(2) 調理に最低限に必要なもの

ア 清潔な場所

調理場、テント

イ 水

清涼飲料水、給水車、井戸、濾過水

ウ 熱源

電気、石油類、ガス、石炭、木炭、まき、廃材

エ 健康な人

オ 器具

カ 薬品等

①水の消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）

②手指の消毒液（塩化ベンザルコニウム等）

③洗剤（中性洗剤）

(3) 食品の保管方法

ア 機材

冷蔵庫、クラーボックス、発泡スチロール箱

イ 冷却に必要なもの

電気、氷、ドライアイス、寒剤

(4) 容器包装

使い捨て容器包装の利用

(5) 手指の消毒

ポンプ式手指消毒装置

11 その他

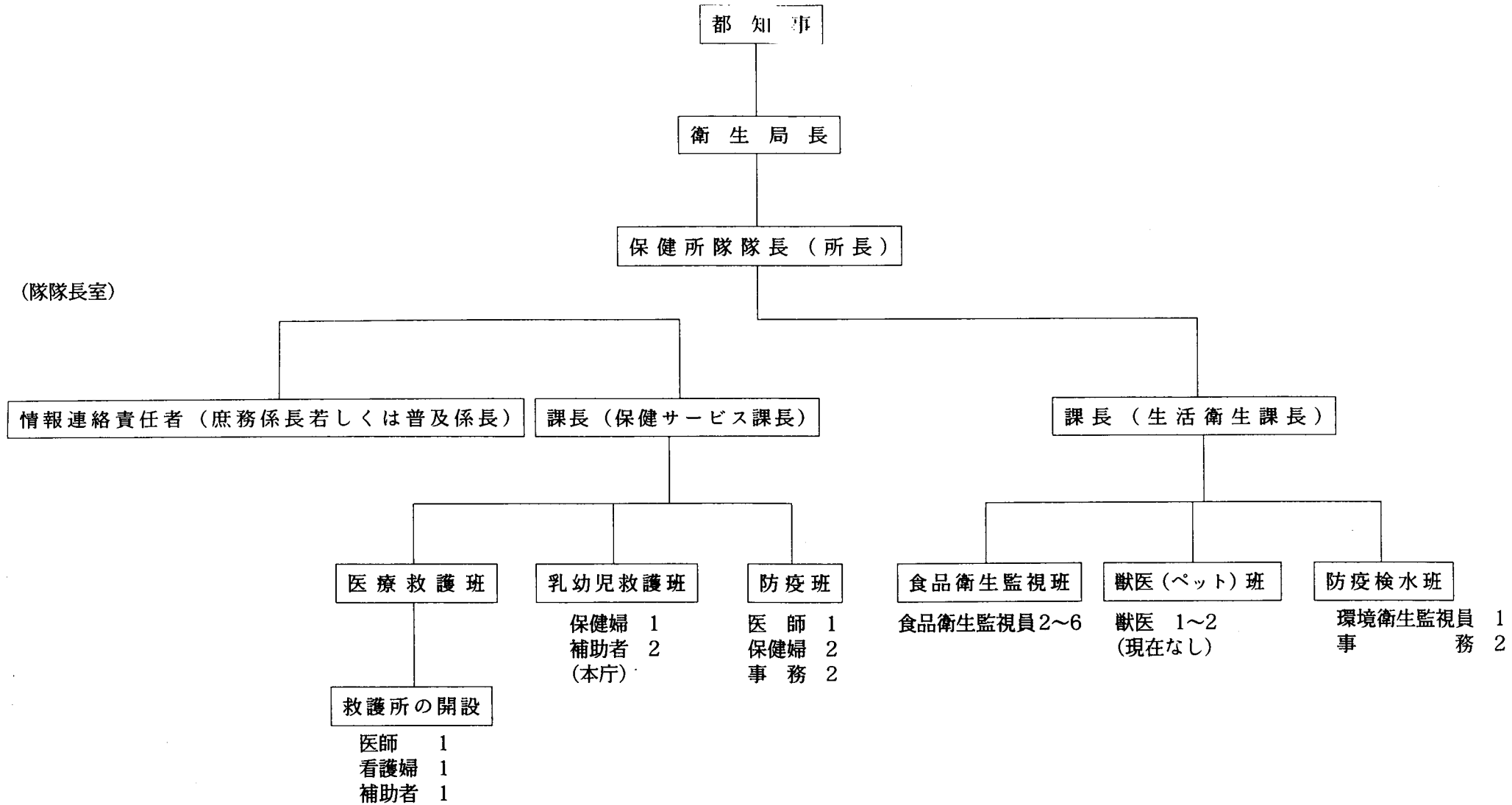
(1) 不適、不良食品の発見時

ア 町田市の担当部署に連絡

イ 必要に応じて、該当品の製造所を管轄する保健所に連絡

別添1

《組織図》



医薬品等の備蓄 救急箱4点セット

別 紙

食品衛生監視班注意事項

1 災害時に登庁した時

☆生活衛生課長に登庁を報告する。

生活衛生課長不在のとき：情報連絡責任者に報告

☆第一登庁者を、班長がくるまで責任者とする。

他の職員の無事を確認し、職場に出動できる日にちと時間を確認する。

情報連絡責任者より現状の報告を受け、活動の準備及び計画をする。

2 個人の装備

☆災害対策用被服を情報連絡責任者から受領し、着用する。

災害対策用被服：災害対策用作業服、作業帽、深布靴及び腕章

☆常に本部と連絡できるように、携帯電話又は小銭を所持すること。

☆食品衛生監視員の証又は身分を証明できるものを所持する。

3 活動の準備

☆食品衛生監視班の編成

食品衛生監視員2名

☆検査機材の準備

検査機材の携帯箱

保有機器：塩素測定器、懐中電灯等

持ち物：筆記道具、軍手、その他

☆車両の確保、点検

当所庁有車

交通規制のある場合：町田警察署交通課に緊急車両の申請

☆監視日報

被害地区食品衛生日報を使用する。

4 出 動

☆誰が、誰と、何処へ、何の目的で、歩きか乗り物かを出動する前に課長に連絡し、見やすい場所に掲示する。

☆出動している時は、常に隊本部と連絡をとること。

☆要望やその他必要なことは、細かくメモをとること。また、早急に処理できることは隊本部へ連絡して早急に処理すること。

☆何よりも、人命が優先する。

☆人が少しでも集まっている場所は、連絡人を決めてもらうこと。

5 報 告

☆帰庁後は、課長に連絡するとともに、全てメモに残し、誰でも解るようにし毎日日誌を記帳する。

食品衛生監視班日誌

平成 年 月 日 ()

天候 _____ 記帳者氏名 _____

課 長	班 長	情報担当

巡回地区名	対応者氏名	責任者氏名
《調査等内容》		
《要求内容》		
《次回必要事項》		
《メモ》		

避難所の衛生実態調査表

平成 年 月 日 ()
 天 気 _____

避難所名 _____
 説明者名 _____
 調査者名 _____
 電 話 _____

1 避難者数

- (1) 昼 () 人・減りつつある・変わらない・増えつつある
 (2) 夜 () 人・減りつつある・変わらない・増えつつある

2 衛生管理の主体と人数

・避難者・派遣市職員・教職員・その他 () () 人
 組織・活動等: _____

3 避難者への情報提供

- ・都内一斉放送ができる・各人、各室は配る紙がある・掲示板のみ
 ・定期 (日に 回) に代表者ミーティングがある

4 避難所の状況

- () 室 うち体育館等大部屋 (30人以上) ・あり (室) ・なし
- (1) 避難室 (寝室) への土足出入り可否
 ・出入りしている (・出入り不可にできる・できない)
- (2) 廊下に避難者はいるか
 ・いる ・いない
- (3) 1室の避難者
 ・こみあっている ・こみあっていない
- (4) 部屋掃除
 ・している () 日に () 回 不定期
 だれが (・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他 ())
 ・していない (・可能性あり・可能性なし)
 その理由: _____
- (5) 部屋換気
 ・している () 日に () 回 不定期
 だれが (・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他 ())
 ・していない (・可能性あり・可能性なし)
 その理由: _____
- (6) 喫煙場所

- ・決められている（・特定場所・廊下など避難室以外）
- ・決められていない

5 水道の復旧状況

- ・完全復旧（ 月 日頃より）
- ・一部復旧または仮設水洗 状況：_____
- ・まだ

6 屋内水洗トイレの衛生状況

(1) 大便器使えるか

- ・使える（・全部・大部分・一部）
- ・使えるが使っていない（理由：_____）
- ・使えない

(2) 掃除（・きれい・普通・きたない）

- ・している（ ）日に（ ）回 不定期
だれが（・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他（ ））
- ・していない（・可能性あり・可能性なし）
- その理由：_____

(3) 消毒

- ・している（ ）日に（ ）回 不定期
だれが（・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他（ ））
- ・していない（・可能性あり・可能性なし）
- その理由：_____

(4) トイレ履物

- ・あり
- ・なし（・避難室土足禁のため問題なし・要履物）

7 洗面所の管理状況

(1) 手指の消毒装置（オスバン液、アルボース等）の有無

- ・消毒液が入っている
- ・消毒液が入っていない
- ・消毒装置がついていない

(2) 保健所指導の手指消毒

- ・オスバン等の直接ふりかけ方式
- ・希釈液調整
だれが（・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他（ ））
- ・していない（・可能性あり・可能性なし）
- その理由：_____

(3) 保健所貼り紙、『消毒液』等の表示の適否

- ・適正
- ・貼られていたがわかりにくかった
- ・貼られていない

8 仮設トイレの衛生状況

(1) 設置・使用台数・使用 () 台 閉鎖 () 台 理由:

(2) 掃除 (・きれい・普通・きたない)

・している () 日に () 回 不定期

だれが (・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他 ())

・していない (・可能性あり・可能性なし)

その理由: _____

(3) 消毒

・している () 日に () 回 不定期

だれが (・避難者輪番制・避難者個人的・派遣市職員・教職員・その他 ())

・していない (・可能性あり・可能性なし)

その理由: _____

(4) 仮設トイレ使用者の手洗い設備、手指の消毒装置を設けているか、または、あるか

・ある ・一部ある ・ない

その内容: _____

9 ネズミの発生

・ある (見かけた場所:) ・ない

10 その他気のついた点 (医療チームコメント等)

避難所の衛生状況票

調査日 月 日 聴取相手氏名 調査者

避難所名 収容人員 名

聴取項目	調査内容	監視項目
満・不満 満・不満 満・不満 満・不満 満・不満 満・不満	1 食品衛生 (1) 弁当・パンの衛生管理 ①日付管理 ◆検品時に日付表示をみる。 ◆賞味期限内に配り終える。 ◆賞味期限切れは捨てる。 ◆残数を見て、発注個数を変えている。 その他調整方法 _____ ◆日付表示がないとき受入日時を記入する。 ◆受け入れて24時間後には捨てる。	満・不満 満・不満
	②保管場所 <input type="checkbox"/> 部屋の中 <input type="checkbox"/> テントの下 <input type="checkbox"/> 屋根・軒の下 <input type="checkbox"/> シートかけ・野積 <input type="checkbox"/> その他 _____ ◆低温かつ清潔な場所に保管する。	満・不満
満・不満	③保管責任者 責任者を決め、衛生的な保管・配給に努める。	
満・不満	④被災者啓発◆早く食べるよう注意する。 ◆印刷物を掲示している。	満・不満
	⑤残品廃棄方法 <input type="checkbox"/> ゴミとして廃棄 <input type="checkbox"/> 残品はでない <input type="checkbox"/> その他 _____	
	(2) 炊き出し ①頻度 <input type="checkbox"/> 毎日__回 <input type="checkbox"/> 週__回 <input type="checkbox"/> 不定期__過去__回 調理時刻__時__分 ~ __時__分 ②調理場所 <input type="checkbox"/> 部屋の中 <input type="checkbox"/> テントの下 <input type="checkbox"/> 屋根・軒の下 <input type="checkbox"/> 野天 ③実施者 <input type="checkbox"/> 施設関係者 <input type="checkbox"/> 避難者ボランティア <input type="checkbox"/> 外部ボランティア <input type="checkbox"/> その他 _____ ④提供品目 <input type="checkbox"/> おでん <input type="checkbox"/> 豚汁・かす汁 <input type="checkbox"/> めん類 <input type="checkbox"/> カレーライス <input type="checkbox"/> その他 _____	
満・不満 満・不満 満・不満	⑤ ◆調理前に手を洗う。 手指消毒 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ◆原材料を保管するときは、低温かつ清潔な場所に保管する。 ◆肉や魚を保管する時は、冷蔵する。 ◆責任者を決め衛生的な食品の取扱いに努める。	満・不満
	⑥清掃 ◆側溝などに生ごみを残さない。	満・不満

聴取項目	調査内容	監視項目
	(3) 飲料水 ①種類 <input type="checkbox"/> ペットボトル入りミネラルウォーター <input type="checkbox"/> 煮沸水 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> ポリタンク水 <input type="checkbox"/> その他具体的に	
満・不満	②ポリタンク ◆水を入れた日を記入する。 の管理 ◆水を入れて1日後には飲用以外で使う。	満・不満

その他

※質問はせず、避難所内を見て回った時に発見した犬・猫の状況

犬 大・中・小の体格も記入する。

屋外	校庭・広場	_____類	うち	係留	_____類	放し飼い	_____類
	通路・玄関	_____類	うち	係留	_____類	放し飼い	_____類
室内	廊下	_____類	うち	係留	_____類	放し飼い	_____類
	部屋の中	_____類	うち	係留	_____類	放し飼い	_____類
	飼育部屋	_____類					

猫

室内	廊下	匹
	部屋の中	匹
	飼育部屋	匹

ペットフード

配給品の保管場所に置いて ある ない

食品関係営業施設調査表（震災時）

(No.)

区分		調査年月日		地区名		調査者	
住 所	氏 名		屋 号		連絡方法☎		
許 可 業 種	震災後						
営 業 内 容	震災後						
施 設 状 況	被害状況	異状なし	一部破損（自分で修理可能）	半壊	全壊		
	(水道) 停止、給水車、ペットボトル、給水開始（ 年 月 日） (ガス) 停止、炭、ストーブ、その他、使用開始（ 年 月 日） (電気) 停止、ロウソク、その他、使用開始（ 年 月 日） (その他)						
食 品	(仕入方法)						
	(保存方法)						
	(加熱方法)						
	(食品種類)						
現在の営業状況	営業中（ ） 休業中（ ） 不明						
	調理場所						
	販売場所						
	問題点						
注 意 事 項							
そ の 他							

管理責任者のみなさんへ

弁当類の取り扱いの注意

〈受け入れ〉

- ◎ 受け入れる時は、梱包の一部を開封し賞味期限を確認してください。
賞味期限が過ぎている弁当は、その場で返品してください。
- ◎ 配布する前に一部の弁当容器をあけ、五感で異味・異臭・変色等の有無について確認し、このとき異常のあるときは配布者に返品してください。

〈保 管〉

- ◎ 他から汚染されることがなく弁当の温度が上がらないように、清潔な冷暗所に保管してください。

(置かない方がよい場所)

- ◆直射日光が当たる場所。
- ◆ホコリの多い場所。
- ◆人が頻繁に通る場所。
- ◆野天（シートがかけてあってもこのましくない）。

(望ましい場所)

- ◇風通しのよい場所。
- ◇室内の冷暗所。
- ◇大型冷蔵庫のなか。
- ◎ 軒下やテントの中などに保管されている場合は、スノコ等の置き台を設けたうえで弁当を置いて下さい。

〈配 布〉

- ◎ 弁当に表示してある賞味期限を守る。
- ◎ 早く食べて、残り物は捨てる。
- ◎ 異味、異臭、変色等を認めたときは、配布を中止し既に配布済みの弁当は回収してください。

☆責任者を決め、衛生的な保管・配給に努める。

☆配布残数を考慮し、発注個数を変えてください。

☆弁当の衛生面で疑問な点が等がありましたら、保健所へご相談ください。

☆異味・異臭・変色などの異常に気がいたら、保健所へ電話してください。

保健所（電話 〇〇〇〇）

飲料水の衛生

飲み水については、次のことに注意してください。

- 1 工場で製造された、市販されているペットボトルの水、

そのまま飲めます。

- 2 ポリタンクに汲んだ水、

給水車から給水を受けた水は飲用できます。しかし、ポリタンク等の水容器を繰り返し使用するとポリタンクの汚れでそこに入れた水がすぐ悪くなります。

ポリタンクの水は、

沸騰させてから飲みましょう。

- 3 湧き水、

道路の破損によりあちらこちらから水が湧き出ています。しかし、飲用には適さない場合がありますので、

飲用には使わないでください。

(生活用水には使用できます。)

保 健 所

消毒液の使い方

1 クレゾール石けん液

(1) 水のないところ

約5mℓ（キャップ1ぱい）を、つもった大便（4～5人分）にふりかける。

(2) 水のあるところ

30倍（コップ9分目の水にキャップ1ぱい分がめやす）にうすめ、大便（4～5人分）にふりかける。

(3) 便器まわりに、噴霧器またはコップで散布する。

2 塩化ベンザルコニウム液、オスバン液。

(1) 水のないところ

手のひらに1滴おとし、手指全体にすりこむ。

容器から直接使うとムダになるので、きれいなワリバシ（割っていないもの）を容器の口から液にひたし、手におとす。

(2) 水のあるところ

200倍（タライ3分の1の水に、キャップ1ぱい分がめやす）にうすめ手指をひたす。

30人が使用したら、新しいのととりかえる。

☆ラベルに書かれた方法で使用するとすぐになくなることがあります。ムダにしないように注意してください。

保健所

食中毒予防のための 手指消毒



1. 清けつなワリバシ
をオスパン液に
入れる。

2. 1~2き.たらす。



3. 手に
まんべんなく
すりこむ。

チェック表

必ず準備しておきたい物

飲料水 (1日1人3ℓ)	
カ ン パ ン 類	
懐中電灯 (乾電池付)	
トランジスターラジオ	
マ ッ チ ・ ロ ー ソ ク	
救急セット 〔包帯・三角きん 脱脂綿・消毒薬 軟こう・整腸剤 ビニール袋〕	
衣類 〔軍手・タオル 下着 など〕	
貴 重 品	
非常持出袋 防災ズキンかヘルメット	

家族によって準備したい物

赤	ミルク
ち	ほ乳びん
ゃ	おむつ
ん	おぶいひも 等
お	おぶいひも
年	常備薬
寄	おむつ
り	看護用品等 担架

その他

水の容器
ウェットティッシュ
ゴミ袋
コップ
皿
ラップ
トイレットペーパー
登山用調理器具

非常の場合役立つもの

○主食

缶詰類 (赤飯、とりめし など)

アルファ米、インスタントラーメン類

○副食

缶詰類 (コンビーフ、チーズ、魚肉類)

インスタント食品 (味噌汁、シチューなど)

○飲物

非常用飲物 (お茶、紅茶、コーヒー)

○薬品等

体温計、ビタミン剤、生理用品

○衣類等

毛布、靴下、雨具等

○備品

ローソク、ふろしき、ひも、ロープ、ちり紙、石けん、

防火ビニール、シート、ポリ袋、缶切り、万能ナイフ、

簡易ガスコンロ、固形燃料、予備ボンベ

○避難・救護用品

スコップ、バール、のこぎり、簡易はしごなど

○消火用具

消火器、三角消火バケツ

飲料水の保存の目安

状況により異なりますが、水道水の保存は約3日間冷蔵庫では約1週間、沸とうさせた時は、約10日間が、目安です。

平常時における災害対策について

I 平常時における防災用食料品の監視指導

災害時に備蓄してある食料品及び放出用食料品等について安全性を確認する。

1 備蓄食料品の安全確保

ア 備蓄食料品の監視指導

学校30ヶ所を含む39ヶ所

イ 乾パン及び調整粉乳等の収去検査

乾パン 10検体

調整粉乳 5検体

2 災害時放出用食料品の安全確認

ア 米穀小売店の監視指導（米）

米穀小売店 71軒

イ 菓子製造業（パン）の監視指導（パン）

日量製パン町田工場

神戸屋町田工場

ウ 仕出し弁当の監視指導（弁当）

町田給食センター

エ 災害時協力協定店の監視指導（副食）

デパート及びスーパー等

II 食品衛生知識等の普及啓蒙

いろいろの手段を利用して、市民に対する防災時の食品衛生知識等の普及啓蒙を行う。

1 地域別食品衛生講習会

2 動く保健所及び食品衛生フェスティバル等

3 保健所だより及び市報等を利用

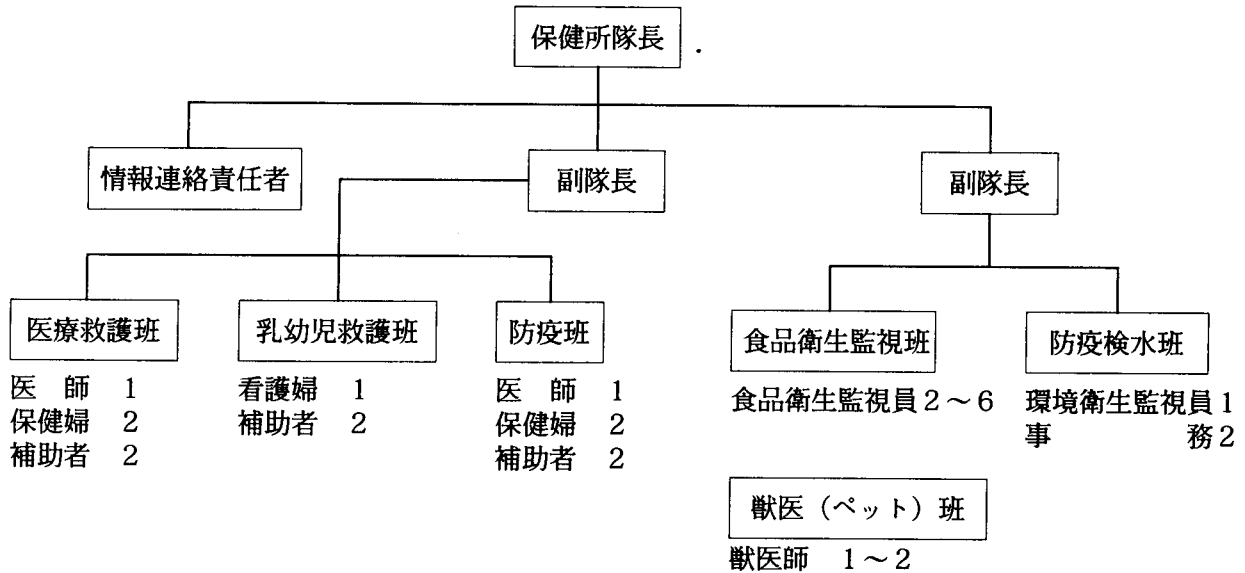
4 その他

Ⅲ 災害訓練への参加と情報収集

1 災害訓練への参加

市で実施する年に一回の防災訓練に所として参加するときに、緊急時に対応できるように組織として参加し、保健所隊を組織し参加する。今回の兵庫県地震により食品だけでなく水やペットの対応も大切であったので、それも含んだ組織化が必要と考える。

市主催の防災訓練 8月 第4土曜日と日曜日



☆ 本当の災害時には、職員が集合できるか不明であり、各所の近くに住む同職種の職員に兼任してもらう必要がある。

2 情報収集

ア 防災会議 関係機関と年に一回実施する。

イ 情報連絡者担当会議 関係機関の情報連絡者と年に4回実施する。

ウ 所内各班担当者会議 情報連絡者と各班担当との連絡会議。

◎ 府中保健所

いわゆる「ボランティア給食」の実態調査

1 目 的

近年の急速な高齢化に伴い、独居老人や老人家族の増加が社会問題となっている。その中で、これらの家族に対して食事を提供する、いわゆる「ボランティア給食」が行われることが多い。

現状では、「ボランティア給食」は食品衛生法での規制の対象外となっているので、施設の不備や食品取り扱いの不良が危惧される。

そこで、市内の「ボランティア給食」の実態を把握し、その健全な育成を図ると共に、食品による事故防止に寄与するため本事業を実施する。

内 容

- (1) 実態の把握
調査表の作成・配布・回収
- (2) 意識調査
食品衛生に関する知識
- (3) 衛生教育の実施
衛生講習会の実施
- (4) 健全育成

2 結 果

- (1) 当所の目的を実施するため府中市社会福祉協議会に協力を求めた。

府中市「ボランティア給食」は昭和52年11月から老人給食サービス事業として開始された。

内 容

- | | |
|---------------|------|
| ア ボランティア | 13名 |
| イ 給食サービス受給対象者 | 13名 |
| ウ 給食提供回数 | 毎週1回 |
| エ 調理及び配送方法 | |

給食調理は各ボランティアが各家庭の台所で行い、対象者宅へ配食サービスをしている。配達先までの距離は徒歩1~2分である。

当事業は平成7年11月末で終了し、平成7年12月から

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター | (60食：市内東部) |
| 財府中市民福祉公社委託株式会社 | (100食：市内中部) |
| 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター | (60食：市内西部) |

に全面的に受け継がれる。

以上の調査結果から計画を変更して次のように行った。

- (2) 調査結果

- ア 実施期間：平成7年6月~平成8年3月
- イ 対象施設

平成5年7月に設立された届出給食施設である府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセン

ター

A 衛生管理

食品の取扱い及び施設の清掃・管理は良好に行われている。

B 夕食の宅配方法

配食回数 週2回(月・木、火・金、水・土) 毎回9~12名

配送時間午後4時30分~午後6時

配送車両 宅配専用車

配送スタッフ 2名

配達から摂食までの時間 直後から2時間前後

ウ 対象食品

在宅者宅配用夕食1人前

平成8年2月19日の夕食(2月19日 午後3時調整 冷蔵保存)

メニュー

米飯 味噌汁 ハンバーグ 野菜サラダ

細菌検査結果

品名	細菌数(1g当たり)	大腸菌群(1g当たり)	黄色ぶどう球菌	サルモネラ	大腸菌
ハンバーグ	< 10	(-) < 10	(-)	(-)	(-)
野菜サラダ	25 × 10 ³	(-) < 10	(-)	(-)	(-)

「東京都食品、容器具等の細菌検査成績の不適合基準」に適合する。

エ 検査機関

都立衛生研究所多摩支所

3 まとめ

(1) 府中市立高齢者在宅配食サービスは平成7年1月から開始され1年を経過した。府中市立高齢者在宅サービスセンターは2ヶ所(あさひ苑、よつや苑)が開設されている。今回は「あさひ苑」について調査を行った。

(2) 今回調査できなかった次のことについて機会があれば実施したい。

ア 「よつや苑」及び働府中市民福祉公社委託施設である株式会社 の施設の衛生管理・在宅者宅配用夕食の細菌検査をおこなう。

イ 配達から摂食までの時間の調査を夏季(6月~8月)について実施し食品の安全確認と食中毒防止に寄与したい。